

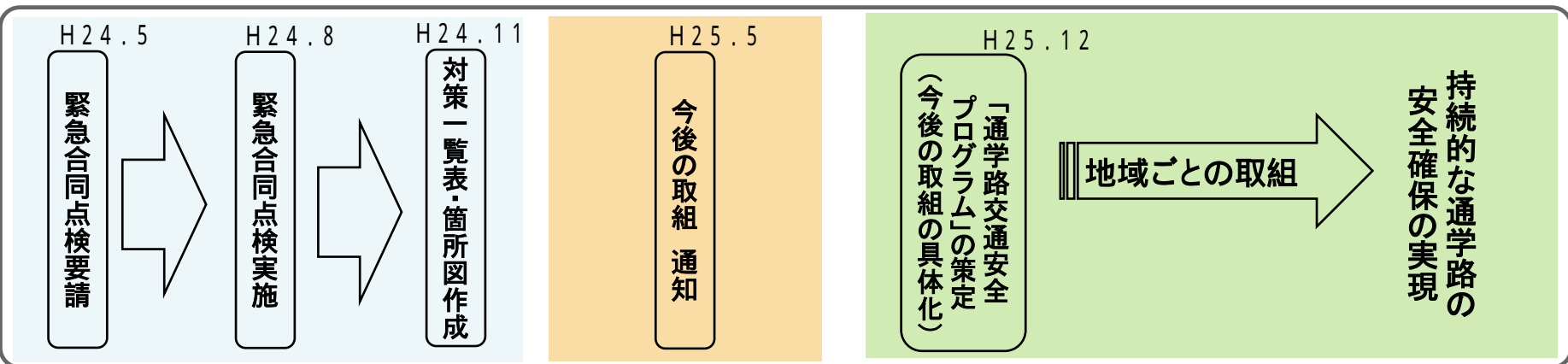
令和元年5月21日
交通安全対策に関する関係省庁
局長級ワーキング(国交省提出資料)

子供の交通安全対策等について

国土交通省
令和元年5月

通学路の安全確保に向けた継続的な取組

持続的な通学路の安全確保を図るため、市町村毎に「通学路交通安全プログラム」を策定し、学校・PTA等と連携した定期的な合同点検の実施や効果把握を踏まえた対策の改善・充実の実施を推進。

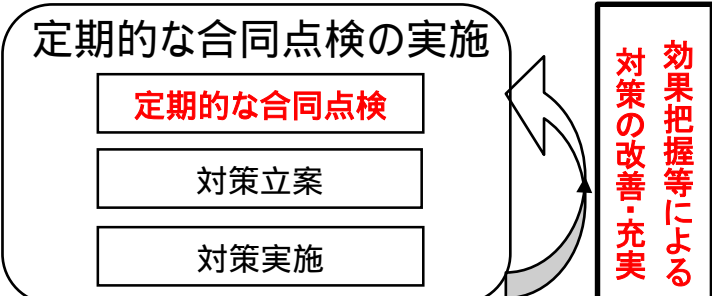
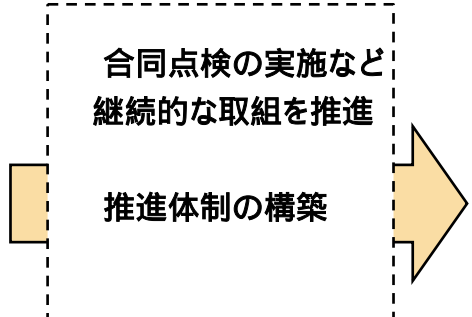
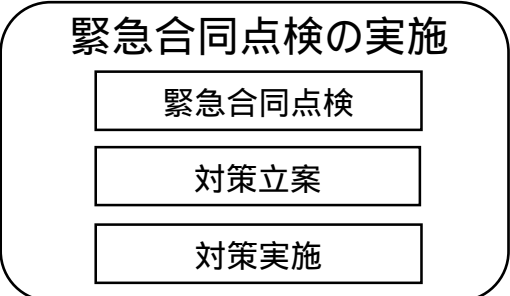


H24.5
国からの要請(全国一斉点検)

H25.5
継続的な取組 通知

H25.12
通学路交通安全プログラム策定 通知

[プログラムの内容] 市町村ごとに策定
推進体制の構築
定期的な合同点検の実施方針
効果把握等による対策の改善・充実



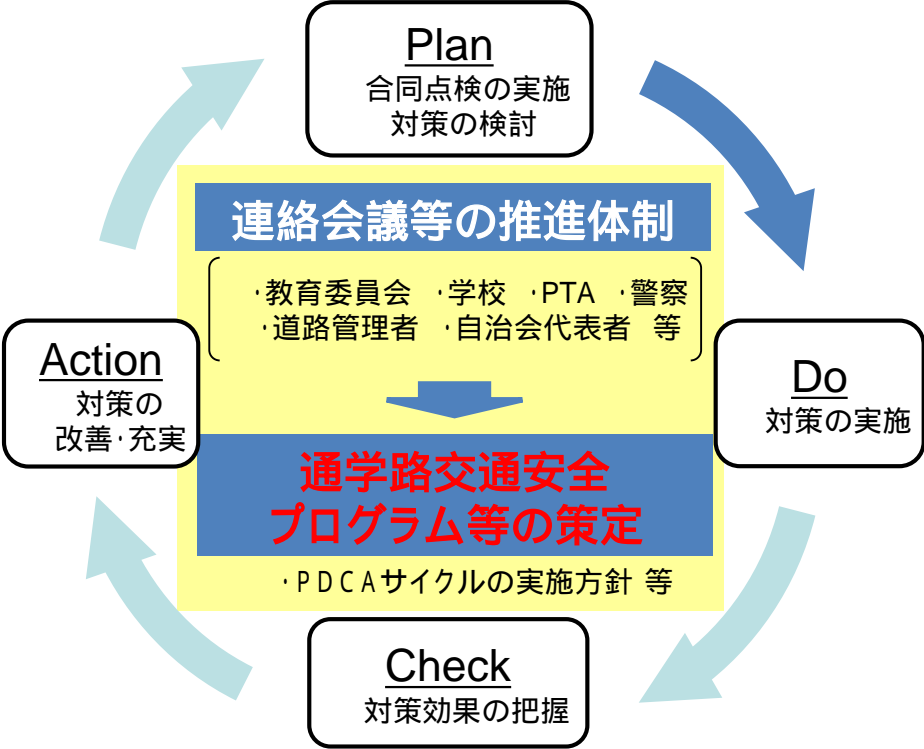
通学路の安全・安心の確保 (PDCAによる通学路の継続的な安全確保の取組)

全国で教育委員会、PTA等による合同点検を行い、対策の検討・実施・効果把握、その結果を踏まえた改善を一連のサイクルとして進めることで、継続的な通学路対策を推進。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】

【静岡県浜松市の取組例】

・PDCAサイクルの年間スケジュールを作成し、関係者が実施・報告すべき内容・時期等を明確化することで、通学路の安全確保に向けた取組を継続的かつ着実に推進中



通学路における緊急合同点検の取組状況について

通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況（平成29年度末時点）

	箇所数	
		うち対策済み
対策必要箇所数	74,483	72,238
教育委員会・学校による対策箇所	29,588	29,578
道路管理者による対策箇所	45,060	42,850
警察による対策箇所	19,715	19,687

1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

道路管理者による対策事例



歩道の設置



路肩のカラー拡幅
カラー舗装化



防護柵の設置



自転車通行空間の整備

「生活道路対策エリア」の推進

国土交通省では、各自治体が行う身近な道路の交通安全対策を支援する「生活道路対策エリア」の取組の拡大を推進しています。

○この「生活道路対策エリア」の取組は、H28年度より開始し、現在、907エリア(417市区町村)にまで広がっています。

【生活道路対策のイメージ図】

進入口を入りにくくする



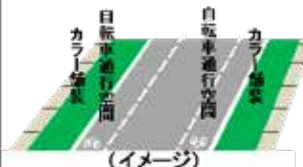
走行速度を抑制する



歩行者の空間を確保する



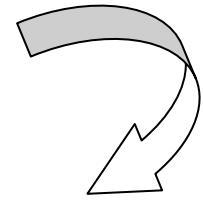
歩行者・自転車の空間を優先して確保する



ゾーン30
(都道府県公安委員会)



○公安委員会により実施される交通規制、交通管制及び交通指導取締りと連携



【ビッグデータの活用により】

■速度超過、急ブレーキ発生、抜け道等の
潜在的な危険箇所を特定
⇒効果的、効率的な対策の立案、実施が可能



道路予算における交通安全対策について

要望

通学路の交通安全対策等

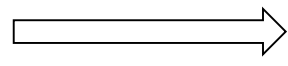
- 通学路の交通安全対策
- 踏切の事故対策
- 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 自転車通行空間整備 等

道路施設の適確な老朽化・地震対策

- 長寿命化計画に基づく修繕・更新・撤去
- 緊急輸送道路上等の無電柱化
- 高速道路等を跨ぐ跨道橋の耐震化 等

防災・安全対策(上記以外)

- 通学路以外の歩道設置等の交通安全対策
- 雪寒対策
- 臨時・特例措置以外の防災・震災対策
- 防護柵・標識等道路付属物や舗装等の老朽化対策 等



要望を踏まえ
予算の範囲内
で配分


決定

通学路の交通安全対策等

道路施設の適確な老朽化・地震対策

防災・安全対策(上記以外)

防災・安全交付金

 : 重点配分

1. 国土交通省では、園児等の移動経路における交通安全の確保のため、道路管理者と都道府県警察とが合同で点検を実施するよう5月13日付けで通達を發出済。

< 点検の対象 >

「過去5年間で子供が当事者となった交差点での重大事故」のうち、都道府県警察が行った点検プロセスの過程で、改善を図ることとなったもの」等

2. さらに、「園児が日常的に利用する道路」等についても、対策が必要な箇所の抽出や対策の実施について、関係府省庁(内閣府、厚生労働省、文部科学省等)と連携して進め方を検討して参りたい。
3. 地方公共団体が行う対策に対して、必要な交付金等の確保に努めて参りたい。